

県南広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月16日

県南広域振興局長 細川 倫史

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500331	アースサポート株式会社	アースサポート奥州	奥州市水沢区後田16番地4	平成30年3月31日